

富山県財務会計システム  
ハードウェア等に係る更新・調達仕様書

令和8年6月

富山県

## 【目次】

第1 概要	3
第2 システム要件	8
第3 導入要件	9
第4 運用・保守に関する要件	11
第5 セキュリティ要件	12

### 【別紙】

別紙1 ハードウェア構成図

別紙2 役割分担表

別紙3 ハードウェア及びソフトウェア明細書

## 第1 概要

### 1 調達概要

本調達業務は、現在稼働中である「富山県財務会計システム（以下、「財務会計システム」という。）」に使用するハードウェア等の更新・調達（物品等賃貸借（リース）契約）を行うものである。

要件に示すサーバ機器、必要なソフトウェアを調達したうえで、設置、設定、試験、保守作業を実施する。

### 2 借入期間

令和9年1月1日から令和13年12月31日まで（60ヶ月の賃貸借）

### 3 調達の方針

#### (1) 前提条件

財務会計システムを変更することなく、動作できる機器等であること。

#### (2) 運営方式

ア 受注者は本調達内容である機器等の調達及び機器設定等について、責任を持って行い、県に対して、本仕様書に定められたサービス等を提供すること。

なお、本仕様書に明記されていない事項でも、システムを構成するにあたり、当然備えるべき性能及び機能については完備していることとし、システム全体として正常に機能しなければならない。

イ 県の業務運営に支障をきたすことがないように、責任を持って設定内容等を運用保守受託者へ円滑に連携及び業務引継ぎを行うとともに、機器引渡し後であっても、不具合が生じた場合は運用保守受託者と協力し、責任を持って迅速に対応すること。

#### (3) 安全性及び信頼性の確保

ア 受注者は、契約書及び各種法令に基づき適切かつ厳重に個人情報情報を管理すること。

イ コンピュータウイルス等への適切なセキュリティ対策を講じること。

ウ 信頼性を重視した設計及び構築、設定を行うこと。

汎用性及び拡張性ハードディスクや機器等の追加を容易に行うことが可能なよう、必要な拡張性を備えること。

#### (4) 環境対策等

受注者は、本案件で調達を行う機器について、可能な範囲で省電力性及び環境負荷の低減に配慮すること。

### 4 調達の範囲

本調達の範囲は、以下の機器等の調達、機器等搬入・設置、設定作業（本県が設置した既存の富山県庁情報通信網（以下、「庁内LAN」という。）上で正常に稼働させるためのネットワーク設定作業及び各種試験、ソフトウェアインストール及び正常動作確認を含む）並びに令和9年1月1日から5年間のハードウェア及びソフトウェアの保守とする。

内訳

ハード構成

- |                   |    |
|-------------------|----|
| (1) 仮想化基盤サーバ      | 3式 |
| (2) バックアップノード     | 1式 |
| (3) ファイアウォール      | 2式 |
| (4) L2 スイッチ (10G) | 2式 |
| (5) L2 スイッチ (1G)  | 2式 |

(6) その他 1 式

#### ソフトウェア構成

(1) 仮想化ソフト (メイン) 1 式  
(2) 仮想化ソフト (バックアップ) 1 式  
(3) ゲストOS (Linux) 1 式  
(4) ゲストOS (Windows) 1 式  
(5) ウィルス対策ソフト 1 式

### 5 本調達における請負範囲

受注者が請け負うべき作業項目は以下のとおりである。

なお、財務会計システムのみドルウェア、ウィルス対策ソフト等の導入及び設定作業、ミドルウェア等の更新に伴う財務会計システム動作検証および改修作業、財務会計システムの導入、データ移行作業等については、サーバ移行等業務受託者が借入期間開始後に行うこととし、本調達には含まない。受注者とサーバ移行等業務受託者が行う作業項目及び役割分担については、別紙2に定めるとおりとする。

また、サーバ移行等業務受託者及び運用保守受託者の協力なしに実施困難な作業については、本調達の受注者が円滑に作業を進められるよう、財務会計システムを担当する県職員が必要な調整を行う。

#### (1) 基本設計書の作成

受注者は、ラック搭載設計及びサーバ監視設計等の基本設計書の作成を行うこと。

#### (2) サーバ機器等の設置等及び各種設定

受注者は、県が指定する場所にサーバ機器等を搬入、組立、設置、結線、配線作業を行うこと。  
また、県職員が指定する方法で、機器等の動作に必要な各種設定を行うこと。

#### (3) サーバ機器等への OS 等のインストール及び各種設定

受注者は、県の作成する概要設計書を基に、仮想環境、OS 関連の詳細設計書 (パラメータ値) 及びインストール手順書を作成すること。また、実際にサーバ機器等へ仮想環境、OS 等のインストールを行い、インストールしたOS等の動作に必要な各種設定を行うこと。

なお、仮想環境等の必要な設定にあたっては、サーバ移行等業務受託者と十分に連携を取ること。

#### (4) サーバ機器等の動作確認

受注者は、設置したサーバ機器等が要件を満足していることを確認するためのテスト実施計画書を作成し、確認を受けること。

受注者は、確認を受けたテスト実施計画書に従い動作確認を実施し、「試験結果等報告書」を作成し、提出すること。

#### (5) ソフトウェア動作環境の構築及び試験

受注者は、県職員の指示に従い、バックアップが動作する環境を構築し、構築した環境が正常に動作することを確認すること。

なお、本調達におけるバックアップ関連のインストール及び設定は、仮想環境、OS、ストレージ等の基盤レベルでバックアップが動作する環境の構築を対象とし、財務会計システム、ミドルウェア、データベース等の整合性を考慮したバックアップ設計、運用設計及び設定は、サーバ移行等業務受託者が実施するものとする。

#### (6) ネットワーク機器等の設置、各種設定及び導通確認

受注者は、県の作成する概要設計書を基にネットワーク (FW、SW等) の詳細設計書 (パラ

メータ値)及びインストール手順書を作成すること。

また、実際に庁内LANのネットワーク機器等に接続し、機器等の動作に必要な各種設定を行い、県職員の指示に従って、導通確認を行うこと。

受注者は、確認を受けたテスト実施計画書に従い動作確認を実施し、「試験結果等報告書」を作成し、提出すること。

(7) チューニング作業

受注者は、県の実施する総合テストの結果、必要となった仮想環境、OS、負荷分散等に対して必要となるチューニングを実施すること。

(8) システム切替えに伴う立ち合い

受注者は、別途定める日程(令和9年1月)において本番環境動作確認のための立ち合いを行うこと。

(9) 更新・導入後のハードウェア等の保守

受注者は、借入期間に渡って受注者が納入した調達機器等の保守を行うこと。詳細については、「第4 運用・保守に関する要件」のとおり。

(10) 運用保守受託者等が行う作業における情報提供等

受注者は、運用保守受託者等が行う作業において、必要となる各種情報の提供、マニュアル類の整備を行うとともに、引継ぎ等に必要の情報・資料等を必要に応じて提供すること。

## 6 納入条件

(1) 全ての納入機器にステッカー等を用いて、調達課名、MACアドレス、IPアドレス、コンピュータ名、賃貸者及び借入期間を表示すること。

(2) 各機器は、新品で納入すること。

(3) 各サーバは、同一メーカーで納入すること。

(4) 設定、試験等システムが正常に動作するために必要な事項をすべて行い、すべての仕様を満足し、正確かつ完全に作動し、円滑にサーバ移行等業務受託者へ連携及び業務引継ぎを行うこと。機器引渡し後であっても、不具合が生じた場合はサーバ移行等業務受託者と協力し、責任を持って迅速に対応すること。

(5) 設定完了後、速やかに成果品を県へ提出し、サーバ移行等業務受託者に設定内容等について引継ぎを行い、サーバ移行等業務受託者に支障がないようにすること。

(6) サーバ機器と周辺機器および関連ソフトは、富山県財務会計システムのアプリケーションプログラムを使用することから、動作保証等を考慮し、本書に記載の要件を満たす機器、および、本書に記載の指定ソフトウェアを調達することとし、同等品を納入しようとするときは、入札前に必ず確認を行うこと。入札前にかかる確認がなかった場合においては、同等品を納入することは認めない。(富山県の同意を得て、納入時における後継品を納入することは可とする。)

(7) 納入に当たっては、県職員と十分に打合せを行うこと。

(8) 借入期間満了後のソフトウェア使用权は県に帰属するものであること。

## 7 成果品

(1) 構築にかかる成果品として以下のものを提供することとし、書面及び電子データの両方で提供すること。

・基本設計書	1式
・詳細設計書(仮想環境、OS、ネットワーク)	1式
・設置指示書	1式
・インストール手順書(仮想環境、OS、ネットワーク)	1式
・各種設定一覧(デザインシート)	1式

・バックアップ手順書（基盤レベル）	1式
・作業（導入）工程表	1式
・テスト仕様書	1式
・試験結果等報告書	1式
・納入物品一覧表	1式
・WBS及び導入スケジュール（全作業を網羅したもので、計画と実績が記載されているもの）	1式

## (2) 付属品

付属品として次のものを提供すること。なお、ソフトウェアのライセンスについては、ライセンス証の形態で提供すること

・各納入機器のハードウェアマニュアル（書籍又は電子媒体）	1式
・サーバにインストールしたソフトウェア等ライセンス（OS含む）	1式

## (3) 運用保守に係る成果品として次のものを提供することとし、電子データで提供すること。

・作業（導入）工程表	1式
・WBS及び運用スケジュール（全作業を網羅したもので、計画と実績が記載されているもの）	1式

## 8 応札者の要件

以下の要件を満たすこととする。

### (1) 応札する機器相当での導入及び運用保守業務の経験を有すること。

なお、今回の財務会計システムは、仮想環境下で動作するため、上記5(3)、(7)の作業を適切に行える経験も有すること。

### (2) 障害発生時や業務上必要な場合における協力体制が、運用保守受託者及び市内LAN運用保守業者との間で確立できること。

### (3) 応札者がリース会社であり、自社で上記(1)又は(2)の条件を満たせない場合、調達業務のうち、設置・設定・保守等の業務を他の者（以下、「設置・設定・保守業者」という。）に委託、又は請け負わせる場合、設置・設定・保守業者が以下の要件を満たすことを証する体制証明書を事前に提出し、承認を受けること。

- ・設置・設定・保守業者は上記(1)、(2)の要件を満たすこと。
- ・設置・設定・保守業者と応札者の関係が明確に記載されていること。
- ・設置・設定・保守業者とリース会社、両者の押印が確認できること。

## 9 リース期間（継続リース期間を含む）満了時における調達機器の取扱い

本リース期間満了に当たり、県の指示に基づき以下の作業を行うこと。また、それに係る費用については、受注者の負担とする。

- (1) 調達機器内部の記憶装置から、全ての情報を消去のうえ、復元不可能な状態にする措置を講じ、その結果について書面にて報告すること。
- (2) 調達機器を撤去すること。

## 10 継続リース（再リース）について

調達機器の全部又は一部の継続リース契約が月・日単位で可能なこと。

## 11 検収

本仕様書に基づき、機器の構成と物品等のすべての機能が満たされて作動することを確認した後、

検収する。

## 1 2 納入期限

令和8年12月28日

## 1 3 納入場所

富山県防災・危機管理センター（バックアップノード）

富山県データセンター（上記以外の機器）

## 1 4 スケジュール

現在想定するスケジュールは次のとおりである。事業スケジュールを実現するための詳細なスケジュールについては、受注者がWBS及び導入スケジュールにおいて明示すること。

令和8年12月28日まで	受注者が、富山県データセンターへ納品。ただし、バックアップノードについては、富山県防災・危機管理センターへ納品
令和9年1月頃	サーバ移行等業務受託者が、ミドルウェア、ウィルス対策ソフト等の導入及び設定作業、データ移行作業等を開始
令和9年1月29日まで	受注者及びサーバ移行等業務受託者が、動作確認を実施
令和9年3月1日	調達機器本稼働

## 1 5 その他

- (1) 本仕様書に明示されていない事項であっても、履行上当然必要な事項については、受注者が責任を持って対応すること。
- (2) 受注者の責に帰さない不可抗力により契約履行が困難となった場合は、速やかに発注者に報告し、対応策を協議すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、別途県と協議のうえ、定めるものとする。

## 第2 システム要件

### 1 ハードウェア要件

#### (1) 基本要件

ア サーバ機器等は財務会計システムの運用を目的に導入するものである。このシステムはWEBシステムであり、全体としてWEBシステムを構成するものとする。

「別紙1 ハードウェア構成図」を参照のこと。

イ 各サーバは、同一メーカーかつ新品で納入すること。

#### (2) 指定する機器

調達する機器等の詳細は「別紙3 ハードウェア及びソフトウェア明細書」のとおり。

#### (3) その他に調達する機器

納入機器の設置に伴って必然的に必要な物品（取付け金具やLANケーブル等）は本調達に含めること。

### 2 ソフトウェア要件

#### (1) 基本要件

ア ソフトウェアのライセンス数については、ハードウェアの台数を考慮するとともに、指定又は選定するソフトウェアのライセンス体系に基づいてライセンス違反が発生しないよう確保しなければならない。なお、当システムに接続するクライアント端末の想定接続台数は4500台である。

イ ソフトウェアは、原則納入時点で最新バージョンの使用権を確保すること。

#### (2) 指定するソフトウェア

調達するソフトウェアの詳細は「別紙3 ハードウェア及びソフトウェア明細書」のとおり。

### 3 ネットワーク要件

今回調達する機器が使用する回線は、庁内LANの回線とする。

財務会計システムを利用する端末は庁内LANに接続している。

ネットワークの構成図については、閲覧資料1「富山県庁内LANネットワーク図」を参照のこと。

### 第3 導入要件

#### 1 基本要件

- (1) 設置作業等に際しては、県職員の指示に従って行うこと。仕様に定めない事項については、県職員と十分協議し、円滑な作業の遂行に努めること。
- (2) 事前に各設置箇所の現地調査を実施し、機器等は、既設の関係諸設備及び既存システム機器の正常な運用を妨げないよう設置／工事／設定すること。
- (3) 機器等の搬入・設置及び設定作業は、原則として開庁日の開庁時間内（8:30～17:15）に行うこととする。
- (4) 機器等の設置に伴って必然的に必要となる物品については、本仕様書の記載の有無に関わらず提供すること。
- (5) 機器等の設置、配線等に必要な物品・材料は、受注者が調達すること。
- (6) 本システム用機器は、以下の条件を必ず満たすこと。

なお、調達機器については、全てラック内に格納・固定し、ラックにマウントするためのオプション等を備えることとし、設置・撤去等に係る費用は、すべて受注者の負担とする。

  - ア 富山県防災・危機管理センター納入時  
既に設置済みの19インチラック1本以内に格納するものとし、占有ユニット数40U以内に収まること。
  - イ 富山県データセンター納入時  
既に設置済みの19インチラック1本以内に格納するものとし、占有ユニット数47U以内に収まること。
- (7) 今回調達する機器全体で100Vまたは200V±10%、50/60Hzで動作し、温度10～35℃、結露なき場合湿度20～80%の範囲で動作可能なこととする。
- (8) LAN配線工事及び電源工事については、以下のとおりとする。
  - ア 富山県防災・危機管理センター納入時  
機器の設置を行った後、必要なLAN配線工事を行うこと。なお、電源については、既設の電力線が使用できるため、工事は不要（LAN配線の起点となるスイッチ、及び、電力線配線の起点となる分電盤については、同室内に配置済みである。）
  - イ 富山県データセンター納入時  
不要（必要なLAN配線及び電源については、同室内に配置済みである。）
- (9) 機器、什器とも搬入・組立て後、空箱等の搬入材を速やかに撤去すること。
- (10) 受注者は、導入作業の実施にあたり、以下の要件を踏まえて、業務全体の管理を行うこと。
  - ア 業務に着手する前に、WBS及び導入スケジュールを書面で提出し、県の承認を得ること。なお、やむを得ずWBS及び導入スケジュールを変更する場合は、事前に書面をもって協議すること。
  - イ 作業の区切り、工程の区切りでWBS・成果物に対するレビューを行うこと。また、レビュー結果は県の承認を得ること。

## 2 サーバ機器等の設置場所

機器等は、次の設置場所に設置する。

設置場所	機器等
富山県防災・危機管理センター (〒930-8501 富山市新総曲輪1-7)	バックアップノード
富山県データセンター (富山県内)	バックアップノード以外の機器

## 3 サーバ機器等の設定

以下の項目について機器等の設定を行うこと。

- (1) 必要なユーザ登録を行うこと。
- (2) OS、指定する全てのソフトウェアのインストールに必要な設定を行うこと。
- (3) ネットワーク、ドメイン及びアカウントの設定を行うこと。
- (4) バックアップ関連のインストール及び設定を行うこと。
- (5) OS及び各ソフトウェアへ必要なパッチを適用すること。
- (6) その他システムに必要な設定を行うこと。

## 4 試験要件

受注者は、機器等の設置後速やかに、本県立会いのもと、本項で掲げる事項をはじめ必要となる試験を実施して、その結果を書面で提出すること。

### (1) 納入物品の数量確認

本仕様書に掲げる仕様内容を満たす物品が、数量どおり納入されていることを確認すること。また、取扱説明書、保証書等を添付すること。

### (2) 納入物品（サーバ機器等）の単体動作確認

ア 各機器について、電源のオン・オフが正常にできることを確認すること。

上記において、OSを保有すべき機器については、インストールしておくべきソフトウェアを含め、システムの起動及び終了並びに動作が正常に処理されることを確認すること。

イ 各無停電電源装置について、疑似的に電源断を発生させて、本装置から電力が正常に供給されること及び接続機器の自動シャットダウンが正常に行われることを確認すること。

## 第4 運用・保守に関する要件

### 1 アフターサービス体制および保証期間

- (1) 本調達機器に係る修理、部品提供等のアフターサービスを、検収後5年間の期間にわたり行うことが可能なこと。
- (2) 保証期間は検収後5年間以上とする。
- (3) 借入開始以前に保守が発生する場合はその期間分も見込むこと。
- (4) 保証内容は以下のとおりとする。

#### ア 障害対応（部品交換等含む）

- (ア) 障害等が発生した旨の連絡を受けてから30分以内に電話等で障害状況を確認し、速やかに復旧措置を行うこと。また、障害からの復旧に必要な部品を24時間以内に確保可能なこと。
- (イ) 障害等が発生した場合の連絡先（電話番号、電子メールアドレス、担当者名等）及びサポート体制を県へ提出すること。
- (ウ) 休日及び夜間は連絡できる体制を確保すること。

#### イ 財務会計システムの運用保守に必要な調査等の対応を行うこと。

県の要請があった場合は、県の負担が発生することなく、障害発生の原因究明や対応、復旧作業の実施について、運用保守受託者と調整し、必要な協力を行い、責任を持って対応すること。

#### ウ ファームウェアのアップデート（サーバ移行等業務受託者が調達したソフトウェアを除く。）

ファームウェアにアップデート情報がある場合は、重要度を含めて適用判断を行い、適用が必要な場合には適用計画を立てたうえで、実施すること。適用にあたってはサーバ移行等業務受託者と調整を行うこと。

#### エ OS修正モジュールの調査、適用

OS（負荷分散装置やストレージ装置等のハードウェア付属の制御ソフト、仮想化ソフトを含む。）に関する修正情報がある場合は、重要度を含めて適用判断を行い、適用が必要な場合は適用計画を立てたうえで、実施すること（原則、保守費用の中で対応）。適用については県と協議のうえ、定めるものとする。

#### オ 変更管理

- (ア) 問題の発生やその他の要因によって生じる機器、ソフトウェア、各種ドキュメント等の変更に関して、県の確認及び承認を受けること。
- (イ) 上記変更が生じた際に、変更の実施を文書で県に報告するとともに、変更管理台帳を作成し記録すること。

- (5) 本調達においては、5年間の下記保守契約を含めること。

#### ハードウェア保守

- ・サービス内容：ハードウェア当日訪問修理
- ・サービス時間：24時間サポート

- (6) その他、納入物品が仕様を満たさなくなった場合について対応すること。

### 2 工程表及びWBS

- (1) 全作業を網羅し、計画が記載されているものを、契約締結後、速やかに提出すること。
- (2) WBSは概ね5日程度まで細分化したものとして作成し、進捗会議や定例会議においてはこれにより作業内容の確認及び進捗状況等を関係者で共有する。

## 第5 セキュリティ要件

### 1 業務実施の場所

- (1) 受注者は、本仕様の業務（以下、「調達業務」という。）を主として県又は受注者の事業所内において実施するものとする。ただし、県又は受注者の事業所以外の場所で作業を行う必要があるときは、別途、県と受注者が協議のうえ、作業場所を決定する。
- (2) 受注者は、受注者の事業所内で調達業務を実施する場合においては、その実施に必要な作業場所、コンピュータ機器その他作業に要する物品等を自己の責任において確保し、情報セキュリティに必要な措置を講じなければならない。

### 2 施設等の使用

受注者が県の事業所内で調達業務を実施する場合において、県は、必要があると認めるときは、使用条件を明示し、県の施設、設備、備品、諸機器、消耗品等を受注者に使用させ、又は提供することができるものとする。

### 3 善良なる管理者の注意義務

受注者は、県の施設、設備、備品、諸機器、消耗品等を使用する場合においては、善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

### 4 休日等における業務実施

受注者が県の事業所内において、県の職員の勤務時間以外の時間又は休日に調達業務を実施する必要がある場合には、県に申し出てその承認を受けるものとする。

### 5 貸与資料等の提供等

- (1) 受注者は、県から調達業務を行うために必要な情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「貸与資料等」という。）の提供を受けたときは、県に対し、提供を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した借用書を提出しなければならない。
- (2) 受注者は、前項の規定により貸与を受けた貸与資料等を県の指定を受けた場所以外の場所に持ち出してはならない。
- (3) 前2項の規定は、9（1）のただし書（9（3）において準用する場合を含む。）の規定による再委託又は再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）の承認を受けた場合における当該再委託又は再々委託の相手方（以下「再委託等の相手方」という。）に準用する。

### 6 貸与資料等の返還等

- (1) 受注者は、この契約の終了後又は解除後において、貸与資料等（複製したものを含む。以下同じ。）を速やかに県に返還しなければならない。ただし、受注者は、県の承認を受けたときは、貸与資料等を破棄することができる。
- (2) 県は、前項の規定により貸与資料等の返還を受けたときは、受注者に対し、返還を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した受領書を交付しなければならない。
- (3) 前2項の規定は、この契約の終了前又は解除前において、受注者が業務を行う上で不要となった貸与資料等について準用する。
- (4) 前3項の規定は、再委託等の相手方に準用する。

### 7 業務従事者の選任等

- (1) 受注者は、業務従事者の選任にあたっては、仮想環境の設定等業務に十分な知識、技能及び経験

- を有し、かつ、調達業務を適切に実施することができると思われる技術者を選任するものとする。
- (2) 受注者は、前項の業務従事者のうちから、調達業務に従事する責任者としてその実施に関する連絡及び確認を行う主任担当者をあらかじめ選任するものとする。
  - (3) 受注者は、前項の主任担当者を選任し、又は変更するときは、書面をもって県に通知し、その承認を受けるものとする。
  - (4) 受注者は、調達業務の実施に関する連絡及び確認を、原則として、主任担当者を通じて行うものとする。
  - (5) 受注者は、上記(2)の主任担当者のほか、調達業務の業務従事者を記載した一覧表を作成して県に提出するものとする。

## 8 作業管理

受注者は、この契約締結後速やかに、調達業務の実施に係る工程表を作成して県に提出し、その承認を受けるものとする。

## 9 再委託の禁止等

- (1) 受注者は調達業務を自ら行うものとし、原則、他の者にその実施を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県から書面による承認を受けたときは、この限りではない。
- (2) 受注者は上記(1)及び第18(3)により、他の者に業務の実施を委託し、又は請け負わせたときは、その者に対し、以下の10及び11の記載に準じた個人情報の保護及び秘密の保持に関する必要な措置を講じさせなければならない。
- (3) 受注者が上記(1)及び第18(3)により、他の者に業務の実施を委託し、又は請け負わせたときは、当該業務に係る他の者の行為は、受注者の行為とみなす。

## 10 個人情報の保護

受注者は、この契約による調達業務を実施するため個人情報を取扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 11 秘密の保持

- (1) 受注者は、調達業務の実施上知り得た県の秘密（調達業務を実施するうえで県を通じて知り得た第三者の秘密を含む。）を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、7(1)の業務従事者と、前項の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結する等必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 受注者は、業務の実施上取扱う個人情報以外の秘密を含む情報についても、別記「個人情報取扱特記事項」の規定に準じて取扱うものとする。
- (4) 上記(1)の規定は、この契約の終了後又は解除後においても、なおその効力を有する。

## 12 誓約書の提出

- (1) 受注者は上記10及び11に記載の内容について、別紙様式による誓約書を作成のうえ県あて提出するものとする。
- (2) 受注者は上記10及び11に記載の内容について、全ての業務従事者に、別紙様式の2による誓約書を提出させ、その写しを県あて提出するものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)の記載は、上記9(1)及び第18(3)により他の者に業務の実施を委託し、又は請け負わせた場合においては、その者にも適用する。

### 13 知的財産権

本業務を遂行する上で発生した書面(電子媒体を含む。)、その他、類似の派生物(企画等の構想も含む。)は、一切の著作権、所有権及び使用権を富山県に帰属するものとする。また、成果物の著作人格権は行使しないこととする。